

多国間投資保証機関	
Multilateral Investment Guarantee Agency: MIGA	
(特に断りのない限り 2017 年 6 月末時点) 出典: "MIGA Management's Discussion & Analysis and Financial Statements (FY2017)"、"MIGA 年報 (2017 年)" およびホームページ等	
連絡先	<本部> 住所: 1818 H Street, NW Washington, DC 20433 USA Tel: +1-202-458-2538 Fax: +1-202-522-0316 Email: migainquiry@worldbank.org URL: http://www.miga.org/ <東京事務所> 住所: 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 10 階 TEL: 03-3597-6633 Fax: 03-3597-6695 Email: ptokyo@worldbankgroup.org
設立時期・根拠	1985 年 10 月 世銀総務会において MIGA 設立条約採択 1988 年 4 月 同条約発効により MIGA 設立 1990 年 業務開始 2010 年 11 月 同条約改正発効 (融資単独投資および一部タイプの既存投資の保証を追加)
加盟国数	181 カ国 (IBRD への加盟が必要) (2014 年 12 月のブータンが最新)
日本加盟	設立時より
目的・機能	開発途上にある加盟国への外国直接投資を奨励するため、世銀等の活動を補完し、民間の投資家および貸付人に対する非商業リスクの保証および技術支援サービスなどの付随業務を行う (世銀の姉妹機関)
組織	<p>1. 総務会 (Council of Governors)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MIGA の最高意思決定機関 ・ 一切の権限を付与されているが、新規加盟の承認、資本の増減、加盟国の資格停止等の重要事項を除き、その権限を理事会に委譲 ・ 議長: 総務の中から選出 ・ 構成: 各加盟国任命の総務・同代理各 1 名 (総務代理は総務不在の場合にのみ投票権有り) <p>2. 理事会 (Board of Directors)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常業務の執行機関 (議長: 総裁) ・ 構成: 25 名 <p>加盟国総務により指名された候補者の中から総務の互選により選出但し、理事総数の 1/4 (総数が 4 で割り切れない場合は、総数内で割り切れる最大数の 1/4) は議決権の大きい国から別枠で任命される</p> <p>任命理事 (6 名): 米国・日本・英国・ドイツ・フランス・中国 選任理事 (19 名): 上記 6 カ国以外の各国総務の互選により選出</p>

3. 総裁 (President) および長官 (Executive Vice President)

- ・総裁は世銀総裁が兼任するが、実質的な運営は理事会が指名する長官が行う

総裁 : Jim Yong Kim 金墾 (2012年7月1日就任)

(韓国系1世の米国人。米国ダートマス大学学長などを歴任)

長官 : 本田桂子 (第6代。2013年7月15日就任)

(日本人。直前はマッキンゼー・アンド・カンパニーのシニア・パートナー)

4. 職員数 : 専門職員数 79 名 (2014年2月時点。日本の財務省資料より)

資金源

- ・会計年度は前年7月から当年6月

(単位 : 百万ドル)

授権資本金	2,019
応募資本金	1,919
払込資本金	366
内部留保	884

○主要加盟国の応募資本金と議決権シェア

国名	応募資本金(千ドル)	議決権シェア (%)
米国	352,342	15.02
日本	97,153	4.22
ドイツ	96,688	4.20
フランス	92,673	4.03
英国	92,673	4.03
中国	59,835	2.64
その他諸国	1,127,357	65.86
合計	1,918,721	100.00

(注) 加盟国の議決権は、各国一律の基礎票に払込資本金1万SDR (@\$1.082)につき1票を加えた総数を加えた総数

業務内容

1. 保証業務 (出典: "Investment Guarantee Guide" July 2015)

開発途上国での適格なプロジェクトへの投融資において、非商業的リスクにより生じた損失を填補する

(1) 対象となるリスク (次の5種類)

- イ. 外貨送金制限
- ロ. 収用
- ハ. 戦争及び内乱 (革命、暴動、クーデター、妨害、テロなど)
- ニ. 投資受入れ国政府・国有企業の契約不履行や否認
- ホ. 投資受入れ国政府・準政府又は適格国有企業の債務支払い不履行
(無条件の政府保証がある場合)

(2) 対象となる投資

- ・ 次のような、加盟国から加盟開発途上国への新規および既存の投資で、対象プロジェクトが財政・経済的に有望で、MIGA の社会・環境基準を満たすもの
 - イ. 受入れ国の経済開発に資する直接投資
 - ロ. 既存プロジェクトの場合、拡張・近代化・財務再編に資する
 - ハ. 国営企業の民営化による買収
 - ニ. 資本参加、株主融資、株主融資保証、非株主融資
但し、融資および融資保証については償還期間が1年以上で、投資家のプロジェクトに対する長期的関与があるもの
 - ホ. 技術支援、経営管理契約、資産証券化、劣後債発行、オペレーティング・リース、サービス、フランチャイズ契約および特許契約など
- ・ 既往投資は、投資家が新規投資と併せて保証を求める場合や、既存プロジェクトが開発に資するもので、当該投資家による長期的関与があるもの

(3) 対象となる投資家

- イ. 投資受入れ国以外の加盟国の国籍を有する者 (条件によって投資受入れ国の国籍を有する者も対象となる)
- ロ. 企業・金融機関の場合、加盟国で設立され、主たる業務地が加盟国内である、又は加盟国国籍を有するものの持ち株数が過半数をしめているもの
- ハ. 国営企業の場合、商業ベースで行われているもの

(4) 保証料

プロジェクトごとに決定され、国、セクター、取引、さらに対象リスクの種類により異なる

(5) 保証期間

1年以上最長15年 (投資プロジェクトの内容に応じ例外的に20年あり)

(6) 保証対象通貨

円、ドル、ユーロ、スイス・フラン等の自由交換可能通貨

(7) 保証額

プロジェクト 1 件当たりの填補額の上限は 2.5 億ドル。それを超える場合、シンジケートでカバー

(8) カバー率

イ. 貸付

貸付元本のみを対象とする場合、上限は 95% (ケース・バイ・ケースで引上)。

貸付期間に発生する金利も対象とする場合は、上限は元本の 150%カバー

ロ. その他の投資

出資額のみを対象とする場合、上限は 90%。収入も対象とする場合は、上限は出資額の 500%カバー。

技術支援契約等の契約については、通常上限は 90% (例外的に 95%)

2. Cooperative Underwriting Program

開発途上にある加盟国のプロジェクトへの民間保険会社の参加を促進するため、プロジェクトに対する保険金額全体について MIGA が契約上の保険者となった上で、民間保険会社は MIGA の傘下で保険金の一部を引受ける

3. 技術支援サービス

開発途上にある加盟国への外国投資を促進するための情報提供、シンポジウム開催等

4. 小型投資プログラム (Small Investment Program—SIP)

金融、アグリビジネス、製造およびサービスの各セクターに携わる途上加盟国の中小企業^(注) 向け投資 (新設を含む) に対し、簡略化された手続きにより、10 百万ドルを限度として、通貨・送金 限度、収容、戦争、テロ、内乱に対する保証パッケージ (契約不履行、および政府等の債務支払い不履行は対象外) を供与するもの。投資家の規模についての制限はない

(注) 次の 3 条件のうち 2 つ以上を満たす企業：

- ① 従業員 300 人以下
- ② 総資産額 15 百万ドル以下
- ③ 年間総売上 15 百万ドル以下

金融セクター向け投資については、当該投資が中小企業向け金融サービスの提供を主体としたもので、投資に関与するクライアントの 50%以上が上記の中小企業条件を満たすこと

実績

1. 投資保証発行

年度	2014	2015	2016	2017
被支援プロジェクト数	24	40	17	33
新規保証承諾額 (百万ドル)	3,155	2,828	4,258	4,842
総保証残高 (百万ドル) ①	12,409	12,538	14,187	17,778
純保証残高 (百万ドル) ②	7,113	7,708	6,665	6,780

(注) ①MIGA の保証上限は、(応募資本金+準備金+利益剰余金) の 350%

+民間保険による再保険引受けの 90%+公的保険による再保険引受けの 100%

②総保証残高から再保険を差し引いたもの

2. 総保証残高の地域別シェア推移

(単位：%)

地域 \ 年度末	2014	2015	2016	2017
アジア・大洋州	14.2	14.4	19.7	19.2
欧州・中央アジア	42.3	40.6	28.5	32.9
ラテンアメリカ・カリブ海	11.4	14.9	15.5	16.3
中東・北アフリカ	6.6	6.2	5.2	4.9
サブサハラ・アフリカ	25.4	23.9	31.2	26.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

3. 総保証残高の産業部門別シェア推移

(単位：%)

地域 \ 年度末	2014	2015	2016	2017
インフラストラクチャー	44.3	48.1	51.1	47.8
金融	35.3	33.5	27.0	33.2
観光・建設・各種サービス	2.2	3.0	2.6	4.9
製造業	7.8	5.9	3.8	2.8
石油・ガス	7.5	7.3	7.7	5.4
鉱業	1.8	0.7	7.1	5.4
アグリビジネス	1.1	1.5	0.8	0.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

4. 総保証残高シェアによる投資受入国上位 10 カ国 (2017 年度末)

投資受入国		純保証残高 (百万ドル)	全体のシェア (%)
1	トルコ	2,512	14.1
2	南アフリカ	1,457	8.2
3	セルビア	856	4.8
4	ハンガリー	786	4.4
5	コートジボワール	728	4.1
6	ガーナ	477	2.7
7	ロシア	381	2.1
8	パキスタン	350	2.0
9	ホンジュラス	327	1.8
10	カメルーン	272	1.5
上位 10 カ国合計		8,146	45.8

5. 総保証残高シェアによる投資国上位 10 カ国 (2017 年 10 月 31 日時点)

投資国		全体のシェア (%)
1	フランス	16.4
2	米国	13.0
3	日本	11.0
4	ドイツ	9.7
5	英国	7.9
6	スペイン	6.1
7	オーストリア	5.1
8	イタリア	3.9
9	オランダ	3.6
10	南アフリカ	3.2
上位 10 カ国合計		79.8

(出所 : MIGA より聴取)